

10月から開始しました

障害者地域生活支援事業

地域で生活する障害者（およびその家族）の日常生活を支え、ニーズに応じた利便性の高いサービスの情報提供を目的とした「障害者地域生活支援事業」。田原市では次のようなサービスを実施しています。



福祉課福祉係（田原福祉センター内）
☎ 23局 3512 ☎ 23局 3545
FAX 23局 3545

●田原市障害者生活支援センター

障害者または介護者の不安や問題について、専門の相談員が24時間相談に応じます。また、パンづくり教室や料理教室など、さまざまな教室事業も開催していきます。（相談に費用はかかりません。）

開設場所▶赤羽根福祉センター（赤羽根支所地内）

連絡先▶☎090-3484-2452

※このほか、豊橋障害者就業・生活支援センター（☎0532-61-2062）や、田原市指定の相談支援事業所でも相談に応じます。詳しくは、福祉課福祉係までお問い合わせ下さい。

●コミュニケーション支援

聴覚・言語機能、音声機能その他の障害がある方に、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣し、意思の疎通を円滑に図ることができるよう支援します。（派遣に費用はかかりません。）

申込方法▶福祉課福祉係、または市に登録されている手話通訳者、要約筆記奉仕員に直接お申し込みください。（派遣の調整に時間がかかりますので、早めにお申し込みください。）

●日常生活用具給付等事業

重度障害者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。（日常生活用具基準額の1割を負担。）

申込方法▶見積書、その品物のパンフレット等を添付した申請書を福祉課福祉係に提出してください。なお、障害に応じて品物、基準額がありますので、詳しくは福祉課福祉係までお問い合わせください。

●移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者の外出支援を行うことにより、地域での自立生活と社会参加を促します。また、主たる介護者が急病などにより障害者の移動が困難な場合にも利用できます。（移動支援基準額の1割を負担。）

対象者▶

- ・全身性および視覚に障害のある身体障害者
- ・重度の知的障害者
- ・重度の精神障害者

申込方法▶福祉課福祉係へお申し込みください。

●地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害者の地域生活支援を促進します。（地域活動支援センター利用基準額の1割を負担。）

申込方法▶福祉課福祉係へお申し込みください。

●日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。また、家族の就労支援や介護者の一時的な休息も目的としています。田原市では、日帰り短期入所事業等を行っています。

申込方法▶福祉課福祉係へお申し込みください。

●レスパイトサービス（関連事業）

介護を要する障害者を一時的に預かり、家族の負担を軽減します。

開催場所▶障害者＝あつみライフランド／障害児＝赤羽根福祉センター

開催日時▶障害者＝毎月第1、2、3金曜日／障害児＝夏休み、冬休み、春休み（土・日・祝日等を除く）

申込方法▶福祉課福祉係へお申し込みください。

※一回1000円の利用料と、食事をする方は食事代が必要となります。詳しくは福祉課福祉係までお問い合わせください。